

# 欧州ソーシャル・ダイアログ

—研究テーマと資料—

中野 聡

## 1. はじめに

この小論の目的は、“欧州ソーシャル・ダイアログ European social dialogue (欧州社会対話)”に関するリサーチテーマと分析枠組みを考察しつつ、実証研究に必要な資料ソースをリストアップすることにある<sup>1)</sup>。EU (欧州連合) の政治領域では、異なった社会経済的利害の政策形成への参加を目的に、1957年のローマ条約によって欧州経済社会評議会 ESC/ European Economic and Social Committee が設置されている<sup>2)</sup>。ソーシャル・ダイアログは、ESC がもつ労使団体の公共政策プロセスへの参加制度を強化するために1985年に導入され、シビル・ダイアログ Civil Dialogue (市民対話) とともに、ヨーロッパにおいて議会制度を補完する直接民主主義的な役割を担っている。

欧州ソーシャル・ダイアログは、多様な各国制度と補完性原則にもとづきつつも、EU マクロ (単一経済) とメゾ (産業や地域)、ミクロ (企業) レベルにおける重層的な“社会的パートナーシップ social partnership”として構築されてきた。まず最初に、マクロレベルの制度を例に、その社会的意味を考えてみよう。EC 条約——マーストリヒト条約付属「社会政策に関する合意」第3条として1993年に施行された——によれば、EU (欧州連合) の立案・行政機関である欧州委員会は、

- 
- 1) 同様の趣旨の論文は、1998 (平成10) 年、『豊橋創造大学紀要』第2号に投稿したことがある。私にとつて、イギリス労働史・社会史からEU社会政策ヘリサーチ対象を転換した後の最初の小論の目的は、EU ミクロレベルにおけるネオ・コーポラティズム型企業統治の実証研究のための分析枠組みを検討することにあつた。鈴木安昭先生のご教示により、その後のリサーチをまとめたものが、拙著『EU社会政策と市場経済—域内企業における情報・協議制度の形成』創土社2001年である。他方で、「欧州社会モデルとソーシャル・ダイアログ—ユーロ・コーポラティズムの形成か?」『日本EU学会年報』第24号以後のリサーチは、(比較分析を含む)EUマクロおよびメゾレベル制度の検討を主なテーマとしてきた。目下の課題は、後者を一定水準の歴史の実証研究と学際的機能分析に引き上げ、ミクロレベル制度のリサーチと統合する形で、ソーシャル・ダイアログの全体像を提示することにある。なお、この論文の作成にあたっては、関連分野を学ぶ学生にも資するよう配慮した。用語の定義は、拙稿「西欧コーポラティズムと社会統治—ネオリベラル経済秩序下の西欧コーポラティズム」『豊橋創造大学紀要』第11号2007年を参照。
  - 2) 経済社会評議会は、使用者、労働者と広範な利害 (農業、中小企業、専門職、協同組合、NPO、消費者団体、環境保護団体、家族・女性・障害者団体、学会など) の3カテゴリーから構成されるが、純粋な協議機関であり、機能的代表は利害組織に対して間接的である (i.e. メンバーは加盟国政府によって個人として指名され、閣僚理事会によって任命される) ため、「それが達成したものはごくわずかに過ぎない (Streeck and Schmitter, 1991).」なお、1970年には、コンサーテーション (異なった利害を持つ組織間の協調行動) の一環として雇用に関する常任委員会が設置されている。

- ① 当事者へのバランスの取れた支援によって共同体（EU）レベルの労使対話を促進し、
- ② 社会政策（労働環境、労働条件、従業員の情報と協議、労働市場への統合、男女の機会均等など）に関する提案を行う前には、その方向性に関して、
- ③ 共同体レベルの行動が必要と判断される場合には、その内容に関して、欧州レベルの社会的パートナーと協議を行わなければならない。

また、労使団体は、欧州委員会に意見または勧告を提出しなければならない。労使がその旨決定する場合には、共同体レベルの対話が協約を含む契約関係に結実することが可能であり、そうした協約は、労使と加盟国の手続きに従って、または欧州委員会の提案に基づく理事会の決定（通常の立法過程）によって施行される。

社会的パートナーをEU社会政策の立法過程に統合するこうした規則は、幾多の制約——閣僚理事会は賛同しない団体協約の施行を強制されず、賃金と団結権、争議権は条項対象から除外され、また、社会保障や共同決定制、雇用創出は理事会の全会一致原則下に置かれる——をもつものの、大半の先進資本主義諸国における団体参加規程より強い。経済成長と生活環境の均衡（つまり、市民生活の向上のための経済成長）という政策的オリエンテーションに欠け、経済界の強い政治的影響力から“労働なきコーポラティズム”とも形容されたわが国の戦後体制に関しては言を俟たない（もつとも、政権与党の成長至上主義は、55年体制下の多くの野党の理論的観念論と対をなしていたように思う）。西欧で“ある程度代表的なオランダの社会コーポラティズム（シュミッター、1984）”において、政府の社会経済評議会SER/ *Sociaal Economische Raad*との協議義務が、“市場の拡大と政府の縮小、政府の拡大と政策協調の縮小”をプライオリティーとするリベラル（自由主義）政党によって廃止されたのは、マーストリヒト社会条項発効の2年後、1995年のことだった（Slomp, 2002）<sup>3)</sup>。

ネオ・コーポラティズム型統治には、どのような意味があるのだろうか。その効率性と民主的正統性は、常に論争の対象となってきたし（意思決定過程を遅延させ、議会制をバイパスし、私的利害を適切に代表しない）<sup>4)</sup>、現在、“ポスト・コーポラティズム”の形成を指摘する社会学者も少なくない。しかし、そのメリットも評価されるべきだろう。それは、異なる利害を公共政策の形成と施行、モニタリング過程に統合することを試みる。むしろ、そうした倫理観と社会思想（キリスト教民主主義政党の補完性原理や北欧型社会民主主義の社会的公正と連帯理念、リサーチと合意形成への志向性）が支配的な政治環境下で、「生産組織だけでなく人間と自然の保護をもめざし、市場の有害な働きから最も直接的な影響をこうむる人々のさまざまな支持に依拠した…」コーポラティズム型社会統治が生みだされてきた（ポラニー、1975: p.181）。

3) ただし、政府のSERへの信頼が大きく後退したとは言えない。オランダのSERは、労使連盟とオランダ銀行総裁を含む政府任命の専門家から構成される常設の3者機関である。

4) オランダで初期ネオリベラル改革を担ったルベルス首相によれば、それは、「何かを変えたいときに全てを遅らせ、色々なニュアンスをつけるが活動の焦点が不明瞭な、多量の干草（a bale of hay）」のような制度だった（Slomp, 2002）。

この観点からみると、特定の利害を排除することではなく、(基準を満たす) 少しでも多くの組織を社会経済的な意思決定に関与させることが望ましい。オランダのある社会雇用相の言葉を借りれば、それが紛争と恣意的な決定を防ぐからである (Slomp, 2002: p.239)。社会的包括social inclusionと調和の原則は、プルーラリズム (多元主義) 型統治が伴う「閉ざされた扉の背後での政治的働きかけ」と対置される。ロビー活動では、利害組織はしばしば、その社会的資源に応じて政治に不均等な影響を与えるからである。この論理は、経済社会評議会 (ESC) の主張——民主主義原理によれば、政策決定者がその決定によって影響を受ける全ての関係者を代表しない限り、政策形成におけるESC関与が不可欠である——と軌を一にする (European Commission, 1997)。制度がオプティマルに構築され、アクターの行動が適切に規則づけられるならば、それは効率性と公正性がある程度均衡した社会状況を生み出す手段となりうるのではないか。

こうした仕組みは、市場競争を促進する構造的および政策的圧力が、市場の機能と帰結に対する制度的、組織的管理を弱体化させ、自由主義原理が多様な社会組織 (教育機関?) を覆いつくすような時代的コンテクストにおいてこそ、一定の意味をもつだろう。1979年以降のネオ・リベラリズム (新自由主義) のグローバルな経験は、市場が異なる社会的立場にある人々に対して与える影響が、多くの新古典派経済学者がア・プリオリに想定するように中立的ではなく、むしろ不均質であることを改めて示しているからである。

戦後体制下において市場競争力と社会的公正の均衡を政策的に追及するネオ・コーポラティズム型社会の典型として語られてきた北部ヨーロッパ社会は、現在でも、ネオ・リベラル改革が社会を覆ったアメリカやイギリス、日本ほどの鋭い社会経済的不均衡を生みだしてはいない。むしろ、(例えばわが国の) 構造改革のみが、豊かなはずの消費社会で生活を維持できない107万を超える世帯を生み出したとは言えないが、この現実が、市場化を進める政策的措置——労働市場の規制緩和と非正規雇用の拡大、逆進的税制改革、賃金調整の分散化、他の先進諸国に比し低水準の社会保障給付のさらなる抑制など——と無関係ではないことも明らかである (橋本, 2006)。

## 2. ソーシャル・ダイアログ——歴史

こうした観点からEU制度の歴史をみた場合、幾つかの個別テーマを想定できる。第一に、その起源を明らかにすることは興味深い。他のEU制度同様、ソーシャル・ダイアログが異なる政治思想の間の“民主的妥協”として形成されてきた——西欧の民主主義は、異なる利害関係を自然調和という幻想のオブラートで包み込む代わりに、現実的かつ協調的に妥協させるための技術でもあった (ウォルフレン, 1996) ——にせよ、それは特定の政治的イニシアティブと関連している。1985年1月、J.ドロール元EC委員会委員長がブリュッセル郊外のヴァル・ドゥシェス Val Duchessにおいて社会対話を主導したとき、そのインスピレーションはどこに由来し、その方向性はどこにあったのだろうか。ドロールがフランス蔵相からEC政治に転向した限りで、このテーマは、ミッテラン社会党政権の迷走 (?) やオールー労働

市場改革とも関連している。当時のフランスは、1979年までのイギリス同様、(機能しない)ネオ・コーポラティズム型制度の改革に試行錯誤していたからである。

第二に、欧州統合の歴史は、コーポラティズム型統治の歴史と重なっており、その後の展開に関しても同じ問いを発することができる。ヴァル・ドゥシェス対話は、非公式かつ非拘束であり、その時期はいわば、“社会的パートナーにとっての徒弟期間”をなした<sup>5)</sup>。その後のEUマクロレベル制度の転換点は幾つかあるが、機能的観点からみると、ランドマークとなったマーストリヒト条約とリスボン戦略に帰結する一連の雇用・構造改革の試みが重要だろう<sup>6)</sup>。

① マーストリヒト条約 1993年11月、マーストリヒト条約付属の社会政策に関するプロトコルと合意(通称“社会条項social chapter”)が発効した——当時、唯一反対したサッチャー政権は“オプト・アウト”し、イギリスが“オプト・イン”に方向転換したのはブレア労働党政権期だった。前述したように、これによりソーシャル・ダイアログは、政策立案者が望むときに利用しうるアドホックなツールではなくなり、その協議が政治的意思決定の前提となる、かつての(?)ネオ・コーポラティズム型民主主義モデルに近接した。欧州委員会の2段階協議が始まり、一部の欧州団体協約が理事会の決定によって——これまでは“指令directive”として——法制化され(Kirton-Darling and Clauwaert, 2003)<sup>7)</sup>、施行に際して様々なレベルの社会的パートナーの関与が規定され(European Commission, 2000 & 2004)、また、一部の労働市場規制が、いわゆる“ボランタリールート(下位の団体協約など)”によって具現化した<sup>8)</sup>。

② 雇用戦略とリスボン戦略 1997年12月の欧州雇用戦略EES/ European Employment Strategy (ルクセンブルク・プロセス)に始まるEU雇用政策は、深刻化する雇用問題を背景に、数値目標を含む各国雇用政策をスーパナショナルレベルで“公開調整”するものだった。

それは、制度的にはマーストリヒト条約のマクロ経済政策協調と相互監査の影響を受け、また、構造的には経済統合の進展に伴うナショナルレベルの経済と金融、雇用政策の有効性の喪失を背景としていた(Goetschy, 2003 & 2005)。その政策的コンテンツは、「北欧福祉国家のラインでの積極的労働市場政策とOECD新古典派経済学者が久しく主張してきた税制・社会保障制度改革に関する政策提言をドッキングしたもの(Jacobsson and Schmid, 2003)」ともされたが、手続き的側面に関しては、(少なくとも公式には)全プロセスにおけるソーシャル・パートナーの関与を求めている。欧州と国内のソーシャル・パートナーは、それぞれ欧州雇用ガイドラインEEGs/ European Employment Guidelinesと各国行動計画NAPs/ National Action Plansの内容に関する協議を受け、モニタリングとレビューの役割を担ったが、

5) 当時ETUC総書記代理を務めたJean Lapeyreの言葉(*European Industrial Relations Review*, No.336, January 2002)。

6) 欧州ソーシャル・ダイアログの展開に関する叙述は、ヨーロッパ研究会報告(2006年5月)および慶応義塾大学EU研究会報告(2006年10月)にもとづいている。

7) 育児休暇枠組み協約指令(96/34/EC)、パートタイム労働枠組み協約指令(97/81/EC)、期間労働枠組み協約指令(99/70/EC)やメゾレベル(海運、鉄道、航空領域)における労働条件規制など。

8) 農業セクターの労働時間に関する枠組み協約(1997年7月)やテレワーク枠組み協約(2002年7月)など。



各国レベルでの関与は、その制度化の度合いに大きく左右されたとも言われる (De la Porte and Pochet, 2003; Casey, 2005)。これにより、EUダイアログは、西欧の規範である通常の (または狭い) コーポラティズム型政策協調システムへ一歩近づいたと言えるかも知れない。

また、1998年のカーディフ・プロセスも、「製品と資本市場の機能の改善のため、政治的、社会的アクター間のダイアログを進める」ことを求めており、1999年には、「非インフレ型成長ダイナミクスの維持を目的とする対話を通し、経済政策の調整、賃金動向と金融、予算、財政政策間の相互作用を向上させるため」、理事会、欧州委員会、欧州中央銀行ECB/European Central Bankと社会的パートナーによるマクロ経済ダイアログ (ケルン・プロセス) が始められた (European Council, 1999)。

一部の評者は、マクロ経済ダイアログをネオ・リベラル経済秩序における“ユーロ・ケインズ主義的アプローチの頂点”とみなして期待を示したが、ECBのマネタリズム的政策基調を前提とした場合、それが当分は名目的機構にとどまるとみなす見解は強い (Schulten, 2002)。構造改革と雇用戦略、社会的保護、マクロ経済政策を統合する形で2000年3月に始められたのが、リスボン戦略である。それは、政策領域間の相互作用を増すことによって経済パフォーマンスの強化をめざす、野心的なプログラムではあった。

1980-90年代、西欧諸国のネオ・コーポラティズム型市場統治の動向は錯綜していた。一連の構造変動——オランダ“ポルダー (干拓) モデル”の復活 (1980年代) ととりわけ社会保障領域における脱コーポラティズム化 (1990年代)、スウェーデンのマクロ賃金調整の不安定化と政府介入、公共機関へのコーポラティズム型利益代表制の廃止 (1990年代前半)、オーストリアの団体参加型政治の転換 (2000年代前半)、統一ドイツにおけるネオ・コーポラティズム型構造改革の形成と後退 (1990-2000年代)、アイルランドやイタリアにおける政策協調とポスト・コーポラティズムの形成 (1990-2000年代) ——は、ネオ・リベラル経済秩序下において市場社会システムが向かう方向の不確実性を示している。

だからこそ、EU制度の果たす役割は大きいとも言える。それは、“(各国制度から独立した) 独自のダイナミズムを獲得した”とも言われ<sup>9)</sup>、ナショナルレベルのダイアログ規定を含む社会政策関連指令、メゾレベルやマイクロレベルの社会対話などを通し、ナショナル・システムを規制する、(やや雨漏りのする?) アンブレラとして機能している。また、東欧へのソーシャル・ダイアログの移転プロセスも、1990年代後半には始められていた。EUが独自の政治単位としての地位を強化するにつれ、その起源をナショナル・システムに求めるアプローチは、有効性を失っていく。むしろ、閣僚理事会という遠心的性格をもつ組織がEUの政策決定機関である限りは、スーパナショナルとナショナルレベルの相互作用を過小評価することはできないのだが、EU社会政策の“離陸期”が存在しうること、そのインスピレーションと方向性が一定の自律性を獲得しうることに留意しなければならない。

---

9) 欧州委員会でソーシャル・ダイアログを担当するダベンポート氏とのインタビュー (ブリュッセル、2003年10月)。

### 3. 欧州ソーシャル・ダイアログ——機能

歴史的な文脈における問題は、現在の機能と将来の方向性に関する疑問に帰着する。欧州ソーシャル・ダイアログは、今、どこに位置し、どこへ向かっているのだろうか。ナショナルレベルのシステムとの比較によって、幾つかのシナリオを想定することができるが、いずれにせよ、マーストリヒト規定の大幅な修正や撤廃を求める市場原理主義的な経済学者や政治家の主張と、多くの人々がアナクロニズムになったと考える(?)戦後体制下のネオ・コーポラティズム型統治の実現の間に、新たな収斂点が求められることになる。

現状理解を目的とするリサーチは、幾つかの異なる方法で行う。それを一連の個別領域(例えば、特定指令や雇用戦略)に関する機能分析として行う場合、それ自体が大きなテーマとなり、新たに分析枠組みを工夫する必要がある。また、そうしたリサーチは、欧州政治組織や関連団体、社会的パートナーが組織的に遂行する調査を前提としなければならない。現時点で計画にあげているのは、マクロおよびメゾレベルの対話制度の概論、およびEU制度とナショナル・システムのクロスセクショナルな機能比較である<sup>10)</sup>。こうした枠組みは、西欧社会制度における欧州対話の位置づけを概観するには有益である。

後者の場合、複雑かつ多様な各国コーポラティズム型制度の現状と変化に対する理解が必要のため、EU制度分析の観点からはやや時間がかかりすぎるきらいがある。だが、ネオ・コーポラティズム型市場統治のもつ機能を、マクロ賃金調整とその他の構造化された社会制度を介した機能領域に分離することによって、ヨーロッパレベルで実現しうる制度の理解は若干容易になるかも知れない。

- ① マクロ賃金調整 マルチエンプロイヤー交渉を前提とするマクロ(交渉水準そのものは大半がメゾレベル)賃金調整の存在と機能。
- ② 構造要素の機能 団体交渉と賃金調整以外の領域における労使などの公共政策への関与。通常、EUが直接社会政策の対象とする領域(労働環境、従業員の情報と協議、労働市場への統合、男女の機会均等など)だけではなく、(EUが公開調整により統括する)雇用政策や(EU関与が限定的な)社会保障政策を包括し、一部諸国では経済政策や産業政策、税制改革なども社会的パートナーとの協議対象とされる(Berger and Compston, 2002)。

10) 制度的展開は、以下のようなプロセスを辿った(European Commission, 2002; ETUC, UNICE and CEEP, 2001)。ヴァル・ドゥシェス対話として始まった労使(2者)協議には、社会プロトコル発効前の1992年、常任のソーシャル・ダイアログ委員会が併設された。産業横断型の諮問委員会に由来する政労使の(3者)政策協調は、1970年代に“雇用に関する常任委員会”にアップグレードされた後、1999年の改革を経て、2003年に政労使のトップ会談である“成長と雇用に関する3者ソーシャル・サミット”により置換される。春の欧州理事会前の“トロイカ”と社会的パートナーの会合は、1997年に始まり、2000年のニース欧州理事会で定例化された。同サミットは、リスボン経済社会戦略への貢献を目的に掲げ、雇用戦略や経済政策ガイドライン(BEPGs)を討議してきた。個別領域では、現在、マクロ経済、雇用、社会的保護、教育と訓練に関するダイアログまたは委員会が存在する。産業レベルの労使対話は1998年に再編され、セクトラル・ソーシャル・ダイアログ委員会(SSDCs)が組織された。

オランダSERのような常設機関は、広範な協議機能によって賃金調整と他領域における政策協調に関与している。また、1980年代から現在まで西欧各国で締結されてきた“社会協定 (social pacts)”も、しばしば政府を仲介役としつつ、これらをブリッジする射程をもっていた。

#### 4. 欧州ソーシャル・ダイアログ——資料

最後に、このテーマの実証研究に利用可能な資料とそのソースを検討してみよう。ここで紹介するものは網羅的ではなく、実際にはそれぞれのリサーチ枠組みの設定後、個別資料とその所在を特定する作業を行うことになる。ここでは、EUや関連団体の文書などを中心とする1次資料と、雑誌論文や新聞記事などの2次資料に分けて示す。

##### (I) 1次資料

EU政策文書の公開形態は、歴史的に変化してきた。近年、多くの資料が、EU HPのEuropaベース (<http://Europa.eu>) で利用できるようになった。特に、従来一部有料だったEU法制関連情報提供サービスがEUR-Lexに統合無料化され、現在、20数カ国の言語で検索ができる。他方で、法制化プロセスの追跡機能は、ややわかりにくくなった印象も受ける。欧州ソーシャル・ダイアログに関しては、(近年やや簡略化されたが) 欧州委員会(雇用と社会問題、機会均等) ページに、マクロ cross-industry、メゾ sectoral、ミクロ company レベルにおける近年の動向、関連資料、代表性調査の結果などが記されている。

各EU機関(欧州委員会、理事会、欧州議会、経済社会評議会など)別のレジスターからの資料検索も可能で、一部非公開資料は、請求によって開示されることもある。また、欧州理事会によって設置されたダブリンベースの欧州生活・労働条件向上機構 European Foundation for the Improvement of Living and Working ConditionsのHPは、特にこの機関が関係する1次資料や最新のリサーチをオンラインで提供している。歴史的資料(1952-77年)に関しては、欧州委員会HPのオンラインアーカイブ ArchisPlusを使うことができる。ただし、多くの資料は、フランス語かドイツ語であり、一部資料は30年規則にしたがって開示される。

国内にあり、容易にアクセスできるのは、国内主要大学などに設置されているEU情報センター EU iのデータベースで、所蔵資料は各大学のOPACで検索できる。東海地方では名古屋大学、首都圏では慶応義塾大学、上智大学、東京大学、中央大学、日本大学、一橋大学(EUインスティテュート・イン・ジャパン EUIJ東京コンソーシアムを併設)のほか、国立国会図書館が寄託図書館の役割を担っている。これらは、ほとんどがEU域内のEDCs/ European Documentation Centresに準じた専門資料コーナーで、過去の官報(法制を扱う *Official Journal of the European Communities* や政策概略を示す *Bulletin of the European Union* など)や白書のような基本資料は入手できる。EDCsは、例えば、ブリュッセルでは欧州労働組合機構 ETUI/ European Trade Union Institute とブリュッセル自由大学 Université Libre de Bruxelles、ロンドンではセントパンクラスの大英図書館 British

LibraryやLSE/ London School of Economics and Political Science図書館に併設されている。ただし、こうしたテーマに関係する1次資料は、(双方とも小規模ではあるが)ブリュッセルの欧州委員会中央図書館(予約必要)やETUI図書館の方が豊富かも知れない。

インタビューも、当該社会プロセスの当事者の思考と体験から直接学ぶ点で、非常に有益である。しかし、特に現地で行う場合は、目的を明確化した周到なプログラムと十分な時間的余裕がないと、期待する成果を得ることができない。

## (2) 2次資料

このテーマに関する2次資料を検索できる社会科学系のデータベースは幾つかあるが、しばしば使われるのは、ProQuest ARL&ABI/ Inform (ProQuestと記載する)である。本学経営情報および情報ビジネス学部では、残念ながらグローバル化の時代に相応した社会科学・語学系教育と関連施設の充実に対する関心が高いとは言えず、愛知大学の施設を利用した。ProQuestは、サブシステムにおける(抄録または本文)収録期間が異なり、時代が遡るにつれ収録数が減少していく<sup>11)</sup>。とりわけ歴史的文脈(それが1980年代であっても)におけるリサーチに関しては、他のソースを併用することが必要である。前述のEU情報センターのデータベースは、収録されている文献へのアクセスが容易な点で有用であるが、海外の図書館の中には、(例えば大英図書館のように)オンライン検索した資料の郵送サービスを行う所もある。

ProQuestに収録されている欧州ソーシャル・ダイアログに関する論文や書籍、新聞記事は、その大半が1980年代半ば以降のものだが、約300件ある。方法論的には、狭義の経済政策領域とは異なり計量分析はまれで、ほとんどが実証的または理論的方法により学際的観点から書かれている。一般的情報を提供するものは多いが、政策決定過程を詳細に追跡した論文やこうした目的に有用な記事は少ない。また、中心的なテーマは、時代と共に変化してきた。これらには、1980年代半ばのEECにおける社会政策と社会的側面social dimensionの形成、1990年代前半のマストリヒト社会条項とソーシャル・ダイアログ、関連法制、1990年代後半のリストラクチャリングと対話強化、関連法制、セクター別ダイアログ、2000年代前半の東欧諸国におけるソーシャル・ダイアログ施行や雇用戦略、欧州団体交渉などが含まれる。

東欧諸国など10カ国のEU加盟が2004年5月、さらにブルガリアとルーマニアが加盟し、EUが27カ国体制となったのが2007年1月だが、1990年代後半には、新規加盟国における社会政策が議論の対象となっていた。大半の旧共産圏諸国では、強制加入制の労働者組織が体制とともに消滅した後、(19世紀型それとも21世紀型の?)自由市場経済に近い状況が生まれたため、この法的・制度的アキ*aquis*の施行は多くの困難を伴っている。当面のリサーチ対象外ではあるが、EU-CIS関係の社会的側面も含め、興味深いテーマである。

---

11) ABI/ Inform Dateline (ビジネスと経済)は1985年以降、ABI/ Inform Global (ビジネス、金融、経済)、ABI/ Inform Trade & Industry (ビジネス、経済、貿易、産業)、ABI/ Inform Academic Research Libraryは1971年以降、ProQuest NewspapersやU.S.National Newspaper Abstractsは期間不定。



EU政治と政策決定過程に関する最善の2次資料には、*Agence Europe*がある。1995年以降のものは、CD-ROM版を求めることができるが（索引か検索システムのない新聞は、資料としては使いづらい）、残念ながら、このブリュッセルベースの日刊紙を所蔵する国内図書館は数えるほどしかない。国会図書館は所蔵せず、慶応義塾や同志社など、数館の大学図書館が収集しているのみである。わが国の西欧関連リサーチが、例えば米国研究に比して関心と呼ばず、純粋な実証研究が少なく、また選択されるテーマも、時代潮流とわれわれの主観的オリエンテーションを過度に反映しているように思う。

## 5. おわりに

この小論では、今春から予定している欧州ソーシャル・ダイアログに関するリサーチの目的と枠組みを検討し、関連領域を学ぶ学生や研究者に配慮しつつ、基本資料の所在を紹介することを試みた。ここ数年の学会や研究会での報告で改めて感じさせられるのは、リサーチ（テーマ）の潮流の変化である。好意的に解釈すれば、社会環境の変化に対する迅速な対応を示しているとも言えるのだが、むしろ、その弊害——ある私の恩師が常に懸念されていたように、理念なくムードに流されていくこの社会のあり方——を象徴しているのではないか。それは、学ぶことによって自らを創造し、形成していくようなスタイルの高等教育の欠如を考えた場合、当然の帰結ではあるのだが。

西欧の社会的パートナーシップというテーマは、わが国では余りポピュラーとは言えないが、今後の社会と経済を考える上で必要だと思う。現在、自由市場経済と民主主義は、先進資本主義諸国を中心にグローバルな価値観として定着したように思える。だが、A. ギャンブル（イギリスの政治学者）が指摘するように、近現代史は、自由（市場）主義と民主主義の確執の歴史でもあった（Gamble, 1996）。文化的背景をもつこの2つの社会思想の流れは、先進諸国の間に“多様な資本主義varieties of capitalism”とも呼ばれるかなり異なった社会制度のパターン——例えば、賃金調整や職場での参加制度の有無、ワークライフバランス、男女の機会均等、社会保障制度の水準と方向性、社会経済政策において市民生活の社会的側面が重視される程度の違い——を生みだしてきた。

また、歴史的には、市場的価値が優先された時代には、民主主義が未発達だったか後退したと言える。例えば、終戦後のわが国では、構造変化が内在的ダイナミクスではなく敗戦とGHQによってもたらされたにせよ、経済と社会の民主化が進められ（財閥解体、農地解放、労働改革、教育改革など）、福祉国家が誕生した（国民皆保険の実現）。かなり不完全な形態ではあるにせよ、こうした価値と制度が、ある程度尊重される風潮が生まれた。現在、こうした価値観は、政策レベルの競争主義や組織レベルの管理主義の中に忘却されている。

われわれは、この歴史的振幅の中で、再び民主主義的な価値を体現する仕組みが、市場経済の中に実質的かつ効率的な、新たな制度的装いをもって再生することを期待している。ソーシャル・ダイアログやシビル・ダイアログは、戦後体制の貴重な要素を、ネオ・リベラリズムの時代を越えて未来につなげる役割を担うのではないだろうか。

## 【参考文献】

- 稲上 毅他編『ネオ・コーポラティズムの国際比較』日本労働研究機構 1994年
- K. V. ウォルフレン『日本—権力構造の謎』早川書房 1994年
- P. シュミッター / G. レームブルッフ, 山口定監訳『現代コーポラティズムI』木鐸社 1984年
- 橋本 俊詔『格差社会—何が問題なのか』岩波新書 2006年
- K. ボラニー『大転換—市場経済の形成と崩壊』東洋経済新報社 1975年
- G. レームブルッフ / P. シュミッター, 山口定監訳『現代コーポラティズムII』木鐸社 1986年
- 長坂 寿久『オランダモデル』日本経済新聞社 2000年
- 中野 聡『EU社会政策と市場経済—域内企業における情報・協議制度の形成』創土社 2002年
- 中野 聡『西欧コーポラティズムと社会統治—ネオリベラル経済秩序下の西欧コーポラティズム』『豊橋創造大学紀要』第11号2007年
- 水島 治郎『戦後オランダの政治構造—ネオ・コーポラティズムと所得政策』東京大学出版会 2001年
- S. Berger and H. Compston ed., 2002, *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lessons for the 21<sup>st</sup> Century*, New York: Berghahn Books.
- B. H. Casey, 2005, 'Building social partnership? Strengths and shortcomings of the European Employment Strategy', *Transfer*, vol. 11, no.7.
- C. de la Porte and P. Pochet, 2003, 'A twofold assessment of employment policy coordination in light of economic policy coordination', in D. Foden and L. Magnusson ed.
- ETUC, UNICE and CEEP, 2001, 'Joint contribution by the social partners to the Laeken European Council', ([www.unice.org](http://www.unice.org)).
- European Commission, 1997, 'Social Dialogue - Tips from the public sector and socio-economic interest groups', *European Report*, February 8.
- European Commission, 2000, *Industrial Relations in Europe*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- European Commission, 2002, 'Communication from the Commission: The European social dialogue, a force for innovation and change', COM (2002) 341 final.
- European Commission, 2005, *The Social Agenda 2005-2010: A Social Europe in the Global Economy*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- European Industrial Relations Review*, various issues.
- G. Fajertag and P. Pochet eds., 2000, *Social Pacts in Europe - New Dynamics*, Brussels: ETUI.
- A. Ferner and R. Hyman ed., 1998, *Changing Industrial Relations in Europe*. Oxford: Blackwell.
- D. Foden and L. Magnusson ed., 2003, *Five Years' Experience of the Luxembourg Employment Strategy*, Brussels: ETUI.
- A. Gamble, 1996, 'The limits of democracy', in P. Hirst and S. Khilnani ed., *Reinventing Democracy*. Oxford: Blackwell.
- J. Goetschy, 2003, 'The European Employment Strategy and European integration', in D. Foden and L. Magnusson ed.
- J. Goetschy, 2005, 'The open method of coordination and the Lisbon strategy: the difficult road from potential to results'. *Transfer*, vol.11, no.7.
- J. H. Goldthorpe ed., 1984, *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford: Clarendon Press.
- P. Hall, 1999, 'The political economy of Europe in an era of interdependence', in H. Kitschelt ed., *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- K. Jacobsson and H. Schmid, 2003, 'The European Employment Strategy at the crossroads: contribution to the evaluation', in D. Foden and L. Magnusson ed.
- R. Mishra, 1984, *The Welfare State in Crisis*, Sussex: Harvester Press.
- OECD, 1996, *Ireland: Local Partnership and Social Innovation*, Paris: OECD.

- M. Schaapman and I. Zaal, 2007, 'Social partners and social security systems', (EIROOnline).
- B. Silverman, 1998, 'The rise and fall of the Swedish model: interview with Rudolf Meidner', *Challenge*, January/February 1998.
- H. Slomp, 2002, 'The Netherlands in the 1990s: Towards "flexible corporatism" in the Polder Model', in S. Berger and H. Compston ed.
- W. Streeck and P. Schmitter, 1991, 'From national corporatism to transnational pluralism: Organized interests in Single European Market', *Politics & Society*, vol.19, no.2.
- F. Traxler et al., 2001, *International Labour Relations in Internationalized Markets: A Comparative Study of Institutions, Change and Performance*. Oxford: Oxford University Press.

